

## 陳 情 文 書 表

平 2 4 陳 情 第 8 号	平成 2 4 年 6 月 1 3 日 受 理
件 名	峰の台自治会内の悪臭を悪臭防止法に定められている規制値以内に収めるよう秦野市長に勧告を求める陳情
陳 情 者	秦野市今泉 9 4 5 - 3 ㊦ 福島 順一 ㊦
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>平成 2 1 年 8 月 以 来、悪臭の改善をお願いして現在に至っています。特に平成 2 2 年 1 1 月 8 日には、秦野市長より直接お約束（FNO. 6・1・0（丙））を頂いたにもかかわらず、今年の夏も異常な悪臭にさいなまれました。</p> <p>市長の約束は悪臭の原因元の自主的対策に依存しており拘束力が無い（1-12、7項目）との事ですが、住民の生活環境を保全する（2-2、第11条）という責務を果たすよう勧告してください。</p> <p>峰の台自治会内は悪臭防止法の規制地域（2-3、2（1））1種地域一臭気指数10（規制基準）です。自治会内の六段階臭気強度表示法による測定（2-13a）と原因元の市委託調査（2-14～2-20）の関連付けができる。9月8日午後2時12分から午後2時22分のグリーンカーテン（内、外側）測定結果では臭気指数19と20（2-20）、自治会内測定では、六段階臭気強度で3と4（2-13a）となり希釈されずに（2-10、表6）規制地域に達する。この時期で規制値の10倍となっています。5月16日の測定（2-18）では、北側カーテン開放時に臭気指数32が測定され、これは規制値の100倍以上の値です。</p> <p>悪臭の原因元は農業振興地域の農業用施設（3-2、3-4、F-①）（3-12、1（3））に記載されています。農業振興地域、農業用施設の定義（3-1）は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3項ロに該当し、「主として」は5割との見解を県からいただきました。私どもが情報公開法で悪臭原因元の建設時（平成16年12月20日～平成17年3月30日）の書類では、乳牛のふん約250頭分（約9t/日）とあり（3-6）ます。ある会派への説明会では、230頭で16～20t/日、勉強会で提示された資料では36～46t/日とあります（3-8）。もともとの堆肥化への許容量が9</p>	

t /日の施設で5倍の46 t /日进行处理されていると当然悪臭は増大して、現状の状態に至っていると考えられますので調査をお願いいたします。

また、平成23年2月15日打合せ資料(3-16)では、重要な施設の概要の削除等が見受けられます。悪臭原因元の建設時の書類(3-6、3-7)との検証もお願いいたします。

補助金交付(3-17)の内容が開示されていませんので調査をお願いいたします。

#### 陳情事項

- 1 市長に約束(FNO.6・1・0(丙)、(甲)、(丁))を法の精神を含め、守っていただけるよう勧告していただきたい。
- 2 市長に悪臭防止法を厳守し峰の台自治会内の臭気測定(悪臭防止法第11条に定められている)実施を勧告していただきたい。峰の台自治会内は同法に定められている規制地域(臭気指数10以内)です。住民の生活環境を保全するよう勧告していただきたい。
- 3 悪臭の原因元は農業振興地域内にあり農業用施設とのことです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3項を精査いただき、正しく運用されているか調査をお願いいたします。(悪臭の原因になっていると考えます。)